

「みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業」 ～よくあるお問い合わせ～

令和3年12月10日時点

1 補助金対象イベントについて

Q1-1 今回の補助金の対象イベントは。

A 鹿児島県内で商工会、商工会議所、商店街振興組合等と連携して開催され、多くの県民の外出及び消費の促進に資するイベント等としています。

ただし、以下の①から⑤のいずれかに該当する場合は対象外になります。

- ① 宗教的、政治的又は商業的宣伝意図のあるもの
- ② 営利又はチャリティを主たる目的とするもの
- ③ 暴力団又はこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの
- ④ イベントの実施内容が、地方公共団体の指定管理業務等の委託内容に含まれているもの
- ⑤ 市町村がイベントの実施主体の構成員であって、当該市町村が構成員の中心たる立場であるもの

Q1-2 商工会、商工会議所、商店街振興組合等とは。

A 県内商工会、県商工会連合会、県内商工会議所、県商工会議所連合会、県内商店街振興組合（事業協同組合を含む）、商店街振興組合連合会を想定しています。

なお、県内漁業組合・農協等も該当します。

Q1-3 「連携」の定義は。

A 連携の定義については、連携団体がイベント実施に当たって何らかの責任を負う又は資金や会場等を援助することを想定しています。具体的な例については次のとおりです。

- ・ 申請者と連携団体が共催する
- ・ 申請者（実行委員会）の構成メンバーに、連携団体が含まれる
- ・ 連携団体が協賛・協力団体として資金援助をする
- ・ 開催場所の提供、広報など開催のための支援を行う
- ・ 連携団体が、イベント実施に当たっての助言を行う 等

Q1-4 応募できる団体は。

A 以下の①から⑤のすべてを満たす団体になります。

- ① 商工団体、観光団体、NPO法人、実行委員会等であって、県内に主たる事務所又は活動の拠点を有すること
- ② 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること
- ③ 明確な会計経理を実施していること、又は実施できると認められること
- ④ 令和4年2月28日までにイベントを完了できると認められること

- ⑤ 適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、イベントを実施できると認められること

Q1-5 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であるが、県外で実施するイベントについては対象になるか。

A 鹿児島県内で行うイベントが補助対象となりますので、県外で実施するイベントは補助対象となりません。

Q1-6 イベントの参加者を事業主体の関係者に限定しようとしているが、対象になるか。

A 公金を財源とした補助金であり、補助の恩恵を受ける者は公平・平等に選定される必要があるため、あらかじめ参加者が事業主体の関係者等に限定されているようなイベントは、補助の対象になりません。

Q1-7 消費喚起につながるものではないが、新型コロナウイルス感染症により暗くなった地域住民を励ますため、サプライズで花火を打ち上げたいと考えている。補助の対象になるか。

A 消費喚起につながり経済効果をもたらすことが補助の必須要件となっています。事業主体による支出以外に、参加者の負担により確実に消費行動がなされ、消費喚起につながるかを応募書類に示していただく必要があります。また、商工会等と連携してイベントを実施する必要があります。

Q1-8 コーラスの自主サークルだが、今春以降、新型コロナウイルス感染症の影響で練習成果を披露する機会がなかったため、街角にステージを設置し、コーラスを披露したい。対象になるか。

A 消費喚起につながり経済効果をもたらすことが補助の必須要件となっています。参加者が通行人や知人等に限定されるようなものは、消費喚起につながりにくいと考えられますので、確実に消費行動がなされ、消費喚起につながるかを応募書類に示していただく必要があります。また、商工会等と連携してイベントを実施する必要があります。

Q1-9 有志を募ってイベントを実施する予定であり、特に団体としての定款や規約はないが、問題ないか。

A 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであることが補助対象者としての必須要件となっていますので、規約を作ってください。また、商工会等と連携してイベントを実施する必要があります。

Q1-10 民間企業で毎年実施したイベントであって今年見合わせていたものを再開する場合は、対象になるか。

A 商工団体、観光団体、NPO法人、実行委員会等を補助対象者としており、特定の民間企業が実施主体となるものは、補助の対象になりません。

Q1-11 令和2年度みんなで盛り上げよう！鹿児島イベント助成事業で補助金を受領している場合も、今回の事業の対象となるのか。また、前回と今回の事業の違いは。

A 事業の主旨が異なる別事業になりますので、前回の補助金を受領している場合も対象となります。また、各事業の違いは次のとおりです。

	前回事業（令和2年度）	今回事業（令和3年度）
事業名	みんなで盛り上げよう！鹿児島イベント助成事業	みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業
事業の目的	新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、イベント等の中止が行われるとともに、人の動きが制限され、県内景気が急激に悪化している。このため、中止したイベントに代わる新たなイベント等に対して助成を行い、県民のイベント参加による県内消費の活性化を図る。	新型コロナウイルス感染症収束後の経済対策として、商工会、商工会議所、商店街振興組合等と連携して開催され、多くの県民の外出及び消費の促進に資するイベント等の実施に対して助成を行う。
イベントの主な要件	①～③のいずれかを満たす消費喚起につながるイベント等 ①中止したイベントに代わる新たなイベント ②中止したイベントを再開するもの ③新型コロナウイルス感染症による一定の影響下においても、持続可能な経済活動を促進するイベント	鹿児島県内で商工会、商工会議所、商店街振興組合等と連携して開催され、多くの県民の外出及び消費の促進に資するイベント等

Q1-12 商工会、商工会議所等との連携が必要であるが、商工会、商工会議所等が主体となって実施するイベントは対象か。（令和3年10月13日追加）

A 商工会、商工会議所等と連携することで、多くの事業者の参加者を促し、消費喚起効果を高めることが事業の目的です。商工会、商工会議所等が主体となって実施するイベントについても、既に地域の関係団体等とつながりがあり、高い消費喚起効果が望めることから、対象になります。

2 補助対象経費について

Q2-1 具体的にどのような取組が補助金の対象になるのか。

A イベントを実施するために直接必要となる経費のうち、募集要項「4 補助対象経費」に記載してあるものに限り、交付決定後に地震・風水害・荒天・事件・事故・疾病等の主催者の責によらない事由で実施予定のイベントが中止になった場合の必要経費に対する補助については、県と補助事業者が協議して決定します。

なお、領収書、明細書等がなく用途が明らかでないものは経費として認められませんのでご注意ください。

Q2-2 補助対象となる経費は、どの期間の経費か。

A 補助金交付決定日から、イベント完了後 20 日以内又は令和 4 年 3 月 4 日のいずれか早い日までの期間に支払ったものが補助の対象となります。

Q2-3 交付決定日前までに支払ったイベント準備に係る経費は補助対象となるのか。

A 令和 3 年 4 月 1 日から補助金交付決定日前までの期間に支払った準備的な執行に係る経費も補助の対象となります。

Q2-4 国、県、市町村等が実施している補助金等を申請しているが、今回の補助金と併用して申請してもよいか。

A 併用申請は可能ですが、国、県、市町村等が実施している補助金等を申請している場合は、補助対象経費から交付を受けた補助額を控除する必要があります。

Q2-5 イベント入場料、テナント出店費用等の料金収入がある場合も補助対象となるのか。

A 料金収入がある場合は、補助対象経費から控除して補助金を算定していただければ問題ありません。ただし、営利を主たる目的とするイベントについては、補助対象外となりますのでご注意ください。

Q2-6 消費税は補助対象となるのか。

A 消費税は補助対象外となりますので、必ず「税抜価格」で積算の上、申請してください。

Q2-7 イベント会場の設営などを委託した場合の委託費用については、対象となるか。(令和 3 年 10 月 13 日追加)

A 委託した場合でも、委託の内訳内容が募集要項「4 補助対象経費」に記載されている経費であれば対象となります。

Q2-8 プレミアム付き商品券、バルチケット等の商品購入や割引費用は対象となるか。(令和3年10月13日追加)

A プレミアム付き商品券、バルチケット等の商品購入や割引費用は対象外になります。また、金券の購入費、割引券等の原資分、各種ポイント還元分などについても、対象外です。

ただし、イベントに必要なプレミアム付き商品券、バルチケット等に関する印刷費用等については、対象として差し支えありません。

Q2-9 イベントで実施する抽選会の景品費用は対象となるか。(令和3年10月13日追加)

A イベント会場への誘客等につながることを目的に、不特定多数に広く配布するための地域産品を活用した景品に限り、全体の補助対象経費の30%以内の金額まで対象となります。

なお、地域産品を活用した景品とは、地域の農産物、名産品、陶芸品等になります。

3 申請手続きについて

Q3-1 応募書等は、どのように入手できるのか。

A 鹿児島県のホームページからダウンロードできます。なお、交付申請書、実績報告書等の様式は現在作成中です。

- ・ 鹿児島県HP：ホーム > 産業・労働 > 商工業
> みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業
(または、「鹿児島県 イベント 助成事業」で検索してください。)

Q3-2 どこへ申請すれば良いのか。

A 鹿児島県みんなで出かけよう！鹿児島イベント助成事業事務局宛てに郵送にて提出ください。

- ※ 現在委託先について検討中ですので、詳細が決まり次第、県ホームページ等に掲載します。
- ※ 差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。
- ※ 郵送料金は、申請者の御負担となります。

Q3-3 申請はいつまでできるのか。(令和3年12月10日追加)

A 令和3年12月10日から令和4年2月14日(当日必着)までです。なお、原則イベント実施日の14日までに応募書の提出が必要になります。

Q3-4 普通郵便で郵送してよいか。

A 個人情報を含むこと、また、万一申請書類が届かない状況が生じた場合に申請者で追跡確認ができるよう、簡易書留やレターパックでの申請をお願いしております。

Q3-5 実績報告時の領収書の提出はコピーでよいか。また、明細も必要か。

A 後々に確定申告等で必要となることが想定されることから、コピーしたもので可能です。また、複数の物品を同時に購入した場合や領収書のみでは購入した物品の内容等がわからない場合は、明細(納品書等)のコピーも提出してください。

Q3-6 実績報告時の領収書等を紛失した場合、何を提出すればいいのか。

A まずは、購入先で領収書の再発行等を行ってもらえる場合がありますので、購入店などにご相談いただきますようお願いいたします。

再発行の対応ができない場合は、名称の如何を問わず、何らか取引が分かるものを提出してください。例えば、通帳の該当箇所のコピーとともに、その内訳が分かる伝票の写しを提出することで、領収書等に代えることは可能とします。ご提出いただく書類によって、個別に判断させていただきます。

なお、拳証資料が何も無い場合は、補助対象外とさせていただきます。